

(別紙)

1 運用2項(1)(2)及び(3)ウを次のとおり読み替える。

(1) 請負代金の変更額(以下「スライド額」という。)の算定は、1項により当該工事の主要な工事材料とされた材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

S : スライド額

$M_{\text{当初}}$  : 価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$  : 価格変動後の金額

p : 設計時点における各対象材料の設計単価

p' : 3項に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4項に基づき算定した各対象材料の対象数量(以下「対象数量」という。)

k : 落札率

P : 請負代金額

(2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額(消費税相当額を含む。)を示して5項(1)により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{変更}}$ を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合は、(1)にかかわらず、(1)の $M_{\text{変更}}$ に代えて乙の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) ウ 燃料油に該当する各対象材料について、5項(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4項の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3項(1)イの平均価格を乗じて得た金額とする。

2 運用3項(1)を次のとおり読み替えるものとし、(2)は適用しない。

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

ア 鋼材類及びその他対象材料(燃料油を除く。)

施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とする。

イ 燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、

各購入月の実勢価格を平均した価格)とする。

**3 運用4項(1)にエを追記する。**

エ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、甲の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。

**4 運用5項を次のとおり読み替える。**

5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙との協議

(1) 甲が算定したスライド額に対し、乙が異議を申し立てたときは、甲は乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格(数量及び単価)、購入先及び当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(2) 乙が(1)の求めに応じず、又は必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合、甲が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

(3) (2)の規定にかかわらず、燃料油等に該当する各対象材料について、当該対象材料の購入価格(数量及び単価)、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出できないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても4項の対象数量とすることができる。

**5 運用8項(2)を次のとおり読み替える。**

(2)(1)に規定する請求を行ったときは、建設工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求を行った日から7日以内に乙に通知するものとする。

**6 単品スライドの運用の附則1、2を削除し次のとおり追記する。**

附 則

1 この運用は、平成21年3月18日(決裁日)から施行し、適用する。